

盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について

平成15年11月19日

総務部

1 改正の趣旨

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が制定され、電子証明書（電子申請・届出等に必要となる電子署名が当該本人により行われたものであることを証明する電磁的記録）を地方公共団体において発行する制度（以下「公的個人認証サービス」という。）が整備されることとなった。

公的個人認証サービスにおいて、電子証明書の発行は都道府県が行うが、発行申請は市町村で受け付けることとされており、市町村では申請者の本人確認を行い、申請者の氏名、住所等を専用端末から電気通信回線を通じて都道府県に送信することとなる。

現行条例の規定では、個人情報を処理する電子計算組織を国、他の地方公共団体等の電子計算組織に結合することは、住民基本台帳法に関する事務及び業務委託の場合以外認められていないことから、公的個人認証サービスを実施できるよう条例を改正しようとするものである。

2 改正内容

条例に規定されている電子計算組織の結合禁止に関する規定の例外措置に、公的個人認証サービスに係る結合を加えること。

また、本結合は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定に基づいて行うものであることから、同条例に規定する結合について盛岡市電算処理個人情報審議会の意見を聴かなければならない場合から除くこと。

3 施行期日

公布の日から施行すること。

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

平成15年11月19日

総 務 部

1 改正の趣旨

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等について、地方公務員災害補償制度と均衡を図るため、盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関して、補償の実施機関又は審査会が、補償の実施又は審査のため補償を受けようとする者等に対して求める報告等について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだ者に対する罰金の額を10万円以下から20万円以下に改める。

3 施行期日

公布の日から起算して1月を経過した日